

仕 様 書

1. 概 要

- (1) 件名 令和8年度北見地方合同庁舎で使用する電気の調達
- (2) 需要場所 北見地方合同庁舎
北海道北見市青葉町6番8号
- (3) 業種及び用途 官公署（事務所）

2. 仕 様

(1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 : 交流3相3線式
- イ 供給電圧（標準電圧）: 6,000V
- ウ 計量電圧（標準電圧）: 6,000V
- エ 標準周波数 : 50Hz
- オ 受電方式 : 一回線受電方式
- カ 蓄熱式負荷設備の有無: 無

(2) 契約電力、予定使用電力量

- ア 予定契約電力 : 67kW

（ただし、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。）

- イ 予定使用電力量 : 120,800kWh（月別の予定使用電力量は別紙1のとおり。）

(3) 使用期間

令和8年4月1日午前0時から令和9年3月31日午後12時まで

(4) 電力量等の計量

現在の検針装置等については以下のとおりである。落札者は、遠隔自動検針装置等の設置工事が必要な場合は、北海道農政事務所担当者と打合せを行い、落札者の負担により必要な装置を設置するものとする。

- ア 自動検針装置 : 無
- イ 電力会社の検針方法 : 訪問検針
- ウ 電力量計構成 : 電力需給用複合計器（普通級）
三菱電機製 型番: WM3EK-R
交流3相3線式 110ボルト 5アンペア 50ヘルツ
計器定数 1,000パルス/キロワット秒
パルス定数 50,000パルス/kWh（パルス記号SW）

(5) 需給地点

需要場所構内柱に設置した区分開閉器電源側接続点

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(8) 対価の支払方法

- ア 発注者が別に定める分担計算により、発注者及び自動販売機の設置者から支払うこととする。

イ 毎月始めに、電気使用量等を別紙2及び別紙3の様式、または同様の内容を記載した書面により、発注者に送付することとする。

ウ 料金の請求・支払等に関する事務処理については、北海道農政事務所担当者と打ち合わせを行い、担当職員の指示により対応するものとする。

(9) その他

ア 力率の保持のため自動力率調整装置を設置しているため、使用期間中は100%を保持する予定。

イ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特になし。

ウ 非常用自家発電設備を有している。構成は以下のとおり。

型式：AP130A 製造番号：3YL0153 メーカー：ヤンマーエネルギーシステム株式会社

エ 再生可能エネルギー比率40%以上の電力調達を実施すること。

オ 再生可能エネルギーの定義は、以下のとおりである。

供給先に対する供給電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が40%を満たすこと。また、その環境価値について、発注者に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

*参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2020-10/RE100%20Technical%20Criteria.pdf>

カ 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費等調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、北海道管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

なお、入札価格の算定にあつては、力率は100%とし、燃料費等調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

キ 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次の通りとする。

(ア) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1kWとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

(イ) 使用電力量の単位は、1kWhとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

(ウ) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

ク 最終月（令和9年3月）分に係る請求書の送付については、別紙5 特定電源割当証明書提出後に行うこと。

ケ 再生可能エネルギー電気の確認資料として、電力供給者は、契約年度における電力供給が終了後翌月10日までに、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別紙5 特定電源割当証明書を発注者に送付すること。また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写し等の証明書類を別紙5 特定電源割当証明書提出後に、協議により定めた期間内に提出すること。

なお、提出された証書の写し等の証明書類に記載されている情報がオ再生可能エネルギーの定義を満たしていない場合、電力供給者は、オ再生可能エネルギーの定義を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを発注者に提出する等により補修すること。

コ その他この仕様書に定めのない事項については、別途当事務所担当職員の指示に従うものとする。

3. 環境負荷低減のクロスコンプライアンス

(1) 環境関係法令の遵守

受注者は、物品の提供に当たり、次の環境関係法令を遵守するものとする。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）

(2) 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、物品の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギー削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

件名：令和8年度北見地方合同庁舎で使用する電気の調達

令和8年度月別予定使用電力量

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和8年 4月分	8,800
令和8年 5月分	7,500
令和8年 6月分	8,800
令和8年 7月分	12,100
令和8年 8月分	9,700
令和8年 9月分	7,800
令和8年 10月分	8,400
令和8年 11月分	10,100
令和8年 12月分	12,600
令和9年 1月分	12,600
令和9年 2月分	11,100
令和9年 3月分	11,300
計	120,800

(注)上記数量は、直近の実績を基に推計した予定使用電力量であり、使用電力量を保証するものではない。

(参考) 直近12か月 月別実績

年 月	使用電力量(kWh)	最大需要電力(kW)
令和6年 11月分	10,121	57
令和6年 12月分	12,608	63
令和7年 1月分	12,588	67
令和7年 2月分	11,056	58
令和7年 3月分	11,251	56
令和7年 4月分	8,819	51
令和7年 5月分	7,505	35
令和7年 6月分	8,843	54
令和7年 7月分	12,069	60
令和7年 8月分	9,729	54
令和7年 9月分	7,840	38
令和7年 10月分	8,434	49

(注)この表は将来の最大需要電力量の数値を示すものではない。

別紙 2

電気使用量について（令和 年 月分）

契約電力量	kW
-------	----

使用期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
------	-------------------

計器	前日	最大	有効	無効
当月（外）指示数				
前月（付）指示数				
差引				
乗率				
修正率				
使用量	kWh	kWh	kWh	kWh

燃料費等調整単価	円
再生可能エネルギー 発電促進賦課金	円

月間力率	%
------	---

電気料金計算書（令和 年 月分）

○使用実績

使用期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日	
契約電力量		kW
使用電力量		kWh
最大電力		kW
力率		%

○電気料金

	単価		料金適用電力	力率修正	料金
基本料金	円	×	kW	× (185%-力率)	円
電力量料金	円	×	kWh		円
燃料費等調整額	円	×	kWh		円
再生可能エネルギー 発電促進賦課金	円	×	kWh		円
小計					円
消費税等相当額					円
請求金額					円

別紙 4

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

・電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：Kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 0.400 未満	7 0
	0.400 以上 0.425 未満	6 5
	0.425 以上 0.450 未満	6 0
	0.450 以上 0.475 未満	5 5
	0.475 以上 0.500 未満	5 0
	0.500 以上 0.520 未満	4 5
②令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	1 0
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00%以上	2 0
	8.00%以上 15.00%未満	1 5
	3.00%以上 8.00%未満	1 0
	0%超 3.00%未満	5
	活用していない	0
④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2. 添付書類等

・入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

(表) 別紙4の「各用語の定義」

用語	定義
①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数	「令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 令和5年度の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの） 1. 新たな電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。 2. 温対法に基づき令和5年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和5年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。
②令和5年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和5年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh)を令和5年度の供給電力量（需要端）(kWh)で除した数値 (算定方式) $\text{令和5年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）}}{\text{令和5年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃

	焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ①工場等の廃熱又は排圧 ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）（以下「再エネ特措法」という。）第二条第 3 項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス 3. 令和 5 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4. 令和 5 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和 5 年度の再生エネルギー導入状況	化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和 5 年度の供給電力量に占める令和 5 年度の再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和 5 年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）(kWh) を令和 5 年度の供給電力量（需要端）(kWh) で除した数値 （算定方式） 令和 5 年度の再生可能エネルギーの活用状況 (%) = 令和 5 年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）÷ 令和 5 年度の供給電力量（需要端）× 100 1. 令和 5 年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）(kWh) は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は令和 5 年度の公理電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。 ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量（送電端 (kWh)）

	② グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh） ③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来のクレジット電力相当量（kWh） ④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh） ⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量（kWh） 2. 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。
④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組	需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・ 需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること ・ 需給逼迫時等において供給者側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること ・ 地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・ 発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

※ この表の定義は、適合証明書及び別紙 4 にのみ適用する。

●●●
○○ ○○ 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

1 お客様情報
 お客様番号 ○○○○
 需要施設名 ○○○○
 需要施設住所 ○○県○○市○○
 契約電力 ○○○○kW

2 供給期間
○年○月○日～○年○月○日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(環境価値の属性情報は別添のとおり)

[illegible]

部 署 名 :
責 任 者 名 :
担 当 者 名 :
T E L :
F A X :
E - mail :

別添

環境価値の属性情報(見込みを含む)

環境価値の付与に 使用した証書の種類	供給元発電所名	住所	発電設備	環境価値 移転量 (kWh)	発電期間	認証番号
FIT非化石証書(再エネ指定)	〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
非FIT非化石証書(再エネ指定)	〇〇発電所	〇〇府〇〇市〇〇	風力	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
			合計(kWh)			

適合証明書

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和5年度の状況

	項 目	自社の 基準値	点 数
①	令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和5年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和5年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点数
④	省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組		

①～④の合計点数	
----------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（事業開始日から1年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、別紙4により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法（又は事業開始日及び開示予定時期）を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。